

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号、その後の改正を含む。以下「PFI法」という。）第22条第2項の規定により、「国立女性教育会館公共施設等運営事業」（以下「本事業」という。）に係る公共施設等運営権実施契約の内容をここに公表する。

平成27年7月31日

独立行政法人国立女性教育会館 理事長 内海 房子

**国立女性教育会館公共施設等運営事業
公共施設等運営権実施契約の内容の公表について**

平成27年7月31日
独立行政法人国立女性教育会館

1. 公共施設等の名称及び立地

- (1) 公共施設等の名称
国立女性教育会館
- (2) 公共施設等の立地
埼玉県比企郡嵐山町菅谷728番地

2. 選定事業者の称号又は名称

株式会社ヌエックベストサポート

3. 契約期間

平成27年7月1日から平成37年3月31日

4. 運営権対価額

403,015,673円

5. 公共施設等運営権に基づく運営等の内容

- ① 全体統括管理業務
- ② 運營業務統括管理業務
- ③ 受付・案内業務
- ④ 経理業務
- ⑤ 企画・広報・営業業務
- ⑥ 給食・売店業務
- ⑦ アメニティ業務
- ⑧ 宿泊準備等整理業務
- ⑨ リネンサプライ・洗濯業務
- ⑩ 利用者サービスの向上に資する業務

6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項及び契約終了時の措置に関する事項

実施契約書における以下の条項のとおりである。

第6章 公共施設等運営権の取消及び行使の停止等

第46条（運営権者の事由による取消又は行使の停止）

ヌエックは、運営権者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件運営権を取り消し、又はその行使の停止を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の方法により公共施設等運営権者となったとき
- (2) 法第9条各号のいずれかに該当することとなったとき
- (3) 運営権者の事由により、本事業を実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき
- (4) ヌエックが相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、正当な理由なく、業務開始期間（第27条による延長があったときは、延長後の期間）を過ぎても本件業務に着手しないとき
- (5) ヌエックが相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、本契約、要求水準書、入札説明書及び事業者提案に従った義務の履行を行わず、かつ、その違反により本契約の目的を達することができないと認められるとき
- (6) 運営権者が本事業の実施を放棄し、当該状態が10日以上継続したとき
- (7) 運営権者が業務計画書等に重要な事項についての虚偽の記載をしたとき
- (8) 本事業に関する法令の規定に違反したとき
- (9) 破産、会社更生、民事再生もしくは特別清算の手続の開始その他これらに類似する倒産手続の開始の申立てを取締役会において決議したとき又は第三者の申立てによって当該手続が開始されたとき
- (10) 運営権者の責めに帰すべき事由により本件維持管理業務委託契約が終了した場合
- (11) 運営権者の役員等（役員又はその支店もしくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する団体（以下「暴力団」という。）の構成員（暴対法第2条第6号に規定する者（構成員とみなされる場合を含む。）。以下「暴力団構成員等」という。）であるとき
- (12) 暴力団又は暴力団構成員等が運営権者の経営に事実上参加していると認められるとき
- (13) 暴力団又は暴力団構成員等に対して運営権者が資金的援助又は便宜供与をしたと認められるとき
- (14) 運営権者が自社、自己もしくは第三者の不正の利益を凶る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団構成員等を利用するなどしたと認められるとき

- (15) 運営権者が、ある者を暴力団構成員等であることを知りながら、その者を雇用もしくは使用していると認められるとき
- (16) 運営権者の役員等又は使用人が個人の私生活上において、自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団構成員等を利用したとき、又は暴力団又は暴力団構成員等に資金援助もしくは便宜供与をしたと認められるとき
- (17) 運営権者の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団構成員等と密接な交際又は社会的に非難される関係を有していると認められるとき。
- (18) 下請契約もしくは資材、原材料等の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第7号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき
- (19) 運営権者の各構成員又は協力企業が、第11号から第18号までのいずれかに該当する場合、又はこれらの者が、第11号から第18号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合に、ヌエックが運営権者に対して当該契約の解除を求め、運営権者がこれに従わなかったとき
- (20) 別紙7の定めに従って本件運営権を取り消し、又はその行使の停止を命ずることが適当であるとヌエックが判断するとき
- 2 前項に基づき本件運営権が取り消された場合、本契約は当然に将来に向かって終了し、本契約に基づく債権債務は本契約に別段の定めがない限り消滅する。この場合、運営権者は直ちに本件施設を原状に回復したうえでヌエックに返還しなければならない。
- 3 第1項に基づき本件運営権の行使の停止を甲が命じた場合、ヌエックは、本事業の継続又は保全のために必要な措置を定めて運営権者に対してその履行を求めることができ、運営権者はこれに従わなければならない。この場合、当該費用は運営権者の負担とする。また、本件運営権の行使が停止された場合においても、運営権者は本契約に基づきヌエックに対して負担する義務及び責任を、本件運営権の行使を必要とするものを除き、引き続き履行しなければならない。なお、調整を要する事項が存する場合、ヌエックが必要な措置を定め、運営権者はこれに従うものとする。
- 4 第1項に基づき本件運営権が取り消され、又はその行使の停止が命じられた場合、運営権者は、違約金として本件運営権設定の対価の10パーセントに相当する額をヌエックの指定する期間内に支払わなければならない。なお、当該取り消し又は行使の停止により、当該違約金額を超えてヌエックに損害が生じた場合、ヌエックは運営権者に対して当該超過分の損害の賠償を違約金と併せて請求することができる。

第47条（公益上の必要による取消又は行為の停止）

ヌエックは、本件施設を他の公共の用途に供することその他の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じたときには、本件運営権を取り消し、又はその行使の停止を命ずることができる。

- 2 前項に基づき本件運営権が取り消された場合、本契約は当然に将来に向かって終了し、本契約に基づく債権債務は本契約に別段の定めがない限り消滅する。この場合、運営権者は自らの所有する物件を撤去したうえで本件施設を現況有姿にてヌエックに引き渡せば足りる。
- 3 第1項に基づき本件運営権の行使の停止が命じられた場合、ヌエックは、本事業の継続又は保全のために必要な措置を定めて運営権者に対してその履行を求め、運営権者はこれを履行する。この場合、当該費用はヌエックの負担とする。なお、この場合、本契約に基づき定められた債権債務の履行については、ヌエックと運営権者が協議して定めるものとする。ただし、相当期間をもって協議したにもかかわらず協議が成立しない場合、ヌエックが必要な措置を定め、運営権者はこれに従うものとする。
- 4 第1項に基づき本件運営権が取り消され、又はその行使の停止が命じられた場合、運営権者はヌエックに対して、法令に基づき、損失の補償を求めることができる。
- 5 前項の規定による損失の補償については、ヌエックと運営権者が協議しなければならない。
- 6 前項の規定による協議が成立しない場合においては、ヌエックは、自己の見積もった金額を運営権者に支払わなければならない。
- 7 前項の補償金額に不服がある運営権者は、その決定の通知を受けた日から六月以内に、訴えをもって、その増額を請求することができる。
- 8 前項の訴えにおいては、ヌエックを被告とする。
- 9 第1項に規定する事由により取り消され又は消滅した本件運営権の上に抵当権があるときは、当該抵当権に係る抵当権者から供託をしなくてもよい旨の申出がある場合を除き、ヌエックは、その補償金を供託しなければならない。

第48条（法令変更又は不可抗力による公共施設等運営権の取消又は行使の停止）

法令変更又は不可抗力により、運営権者による本事業の継続が不可能又は著しく困難と客観的に認められる場合において、不可抗力事由等の発生の日から14日を経過しても第58条第4項又は第60条第4項の協議が整わないときは、ヌエックは、本件運営権を取り消し、又はその行使の停止を命ずることができる。

- 2 前項に基づき本件運営権が取り消された場合、前条第2項を準用する。
- 3 第1項に基づき本件運営権の行使の停止が命じられた場合、前条第3項を準用する。

第49条（考慮方針）

ヌエックは、第46条に基づき本件運営権を取り消し、又は、行使の停止の命令をする場合には、本事業を継続的に提供することの重要性、契約違反等の重要性、公共施設等運営権を目的とする抵当権者等の利益、本件運営権を取り消すことによって保護される利益等を勘案した上で行う。

- 2 ヌエックは、第47条に基づき本件運営権を取り消し、又は、行使の停止の命令をする場合には、本事業の公益性と、新たに生じた公益上の必要性とを評価、比較した上で行う。

第50条（ヌエックが履践すべき手続）

ヌエックは、本章の規定に基づき、本件運営権を取り消す場合、本件運営権に第41条に基づく抵当権が設定されているときは、あらかじめ、その旨を当該抵当権に係る抵当権者に通知しなければならない。

- 2 ヌエックは、本章の規定に基づき本件運営権の行使の停止の命令をしようとする場合、運営権者に対し聴聞を行わなければならない。

第51条（公共施設等運営権の取消の効果）

第46条乃至第48条に基づき公共施設等運営権が取り消され、又は第53条に基づき公共施設等運営権が放棄された場合には、本件運営権は将来に向かって消滅する。

第52条（公共施設等運営権の行使の停止における通知）

第46条乃至第48条に基づき本件運営権の行使の停止の命令をする場合、ヌエックは、停止の内容及び理由を記載した書面を交付して運営権者に通知するものとする。

第53条（運営権の消滅）

ヌエックが、本件施設の所有権を有しなくなったときは、本件運営権は将来に向かって消滅する。この場合、運営権者は本件施設を現況有姿にてヌエックに引き渡せば足りる。

- 2 前項により本件運営権が消滅した場合、損失の補償及び本契約の権利義務等に関しては、第47条第2項乃至第9項を準用する。この場合、運営権者は本件施設を現況有姿にてヌエックに引き渡せば足りる。ただし、本件施設の所有権を有しなくなったのがヌエックの責めに帰すべき事由に基づくものであり、かつ、第47条第1項所定の必要性が認められない場合、運営権者はヌエックに対して、本件運営権の消滅によって被る損害の賠償をヌエックに求めることができる。

第54条（運営権の放棄）

運営権者は、ヌエックの責めに帰すべき事由により本事業の実施継続が不可能又は著しく困難であると客観的に認められるときで相当な期間を設けてヌエック

にその是正を求めたにも関わらず当該期間中に当該是正がなされない場合に限
り、本件運営権を放棄することができる。

- 2 第41条に基づく抵当権の設定が登録されている本件運営権については、その
抵当権者の同意がなければ、これを放棄することができない。
- 3 前項の同意を得ないでした公共施設等運営権の放棄は、その効力を生じない。
- 4 運営権者は、本条に定める場合以外の場合には、本件運営権を放棄するこ
とができない。
- 5 第1項に基づき本件運営権の放棄がなされた場合、本契約は当然に将来に向か
って終了し、本契約に基づく債権債務は本契約に別段の定めがない限り消滅する。
- 6 第1項に基づき本件運営権の放棄がなされた場合、運営権者は当該放棄により
生じた自らの損害の賠償をヌエックに請求することができる。
- 7 第1項乃至第6項にかかわらず、運営権者は、違約金として本件運営権設定の
対価の10パーセントに相当する額をヌエックに支払ったうえで本件運営権を放
棄することができる。この場合、ヌエックに違約金を超えて損害が生じた場合、
ヌエックは当該違約金に加えて、当該超過損害金の賠償を運営権者に請求するこ
とができる。
- 8 運営権者が前項に基づいて本件運営権の放棄を行った場合、本契約は当然に将
来に向かって終了し、本契約に基づく債権債務は本契約に別段の定めがない限り
消滅する。この場合、運営権者は直ちに本件施設を原状に回復したうえでヌエッ
クに返還しなければならない。

第55条（ヌエックに支払った費用の返還）

本章の規定に基づき本件運営権が取り消され、又は放棄された時点において、
既に運営権者が第15条に基づき支払った対価等のうち、本件運営権の放棄時点
以後に係る残余の存続期間に対応する部分については、ヌエックはこれを運営権
者に返還するものとする。

第56条（補償の対象とならない場合）

ヌエックは、第47条第1項又は第53条第1項に基づき本件運営権が取り消
され、又は行使の停止が命じられた場合、運営権者に対し、法第30条第1項に
定める通常生ずべき損失をこえて補償をすることはない。

第57条（資料の提出等）

本章の規定に基づき、運営権が取消もしくは放棄された場合、又は本契約が終
了した場合、運営権者は、ヌエック又はその指定する者に対し、ヌエック又はそ
の指定する者が本件施設を継続して使用できるよう、適宜本件施設の維持管理及
び運営に必要な事項を説明すると共に、運営権者の費用負担で、関連する記録、
要領、申し送り事項その他の資料を提供するほか、積極的に引継ぎに協力するも
のとする。

- 2 運営権者は、ヌエック又はその指定する者に対し、前項の資料について著作権を無償で譲渡すると共に、ヌエック又はその指定する者に対して著作者人格権が行使されないよう措置する。
- 3 本条第1項の場合、運営権者は、当該終了部分に係る本件施設内に運営権者が所有又は管理する機械、器具、仮設物その他の物件があるときは、当該物件の処置につきヌエックの合理的指示に従わなければならない。
- 4 前各項の規定にかかわらず、法令変更、不可抗力又はヌエックの責めに帰すべき事由に起因する運営権の取消、又は本契約の終了の場合は、ヌエックと運営権者は、本契約の終了後の措置について本契約に別段の定めがない限り協議のうえ決定するものとする。